

くさしぎ便り

No.13

くさしぎ・草の根市議と市政を考える会 2015 年 5 月発行 e-mail kusasigi@nifty.com ホームページでも発信中★☆ 「辻よし子と歩む会」で検索してください!

「くさしぎ便り」第 13 号をお届けします。近くにありながら、意外に知らない横田基地について学ぶ学習会第 2 弾です。今回は横田基地公害訴訟の原告団を長年まとめて来られた福本道夫さんといっしょに広い基地をウォッチングし、その後お話を伺いました。

「あきる野っぱら 学びの場 その11」 ご報告

1月20日あきる野ルピアにて開催

横田基地公害訴訟から見えてくるもの



C-130H (ハーキュリーズ) 輸送機 横田基地では 13 機常駐。飛行訓練を繰り返している。(横田・基地被害をなくす会 NEWS より)

話題提供者 福本 道夫さん

● ふくもと みちおさんプロフィール ● 横田基地・滑走路への進入コース直下の昭島市在住。1982年から横田基地公害訴訟団に加わり、現在、原告団団長。



横田基地公害訴訟って?

第9次横田基地公害訴訟団の福本です。「第9次」というと多いなーと思われるかもしれませんが、大きなまとまりでいうと4回目になります。最初の裁判は1976年、私の父が中心になって41人の原告が提訴しました。その後原告に名乗りを上げる人がまとまると、追加提訴の形となり、第2次112人、第3次605人と提訴の回数は増えていくのですが、基本的には裁判の請求は同じものです。

私は1982年に提訴された第3次訴訟から加わりました。裁判は、1993年に第1・2次訴訟の最高裁判決、1994年に第3次訴訟の高裁判決が出て両者上訴せず一区切りがつきました。

その後、私たちは同年に新たな訴訟「横田基地 飛行差し止め訴訟」(第 1 次・2 次)を起こし、 私たちと運動方針の異なる方たちの「新横田基 地公害訴訟」(第 1 次・2 次・3 次)が 1996 年に 起こされるという経過をたどりました。そして、 これらの訴訟も最高裁で終結し、私たちは大き なくくりの4回目の裁判「第 9 次横田基地公害 訴訟」を 2012 年に起こしました。9 回目の提訴 を行ったということになります。ついでに言う と、その後、第 2 次新横田基地公害訴訟も 2013 年に提訴・追加提訴し、私たちの裁判も追加提訴 を行いましたので、横田基地に関しては、大きな くくりの訴訟が 5 回、提訴数は 12 回ということ になります。

裁判の請求について簡単に触れます。私たちは、米軍に基地を提供している国に対して、「航

空機騒音を中心とした基地被害からの救済、すなわち、被害者に対して慰謝料=損害賠償を支払うこと」「夜間から早朝にかけての飛行を禁止すること」を求めています。



裁判で基地の被害は 認められるが…

基地がある限り「基地被害」はずっと続いています。今、全国で7つの基地訴訟が闘われていますが、今までに出された判決の考え方はほぼ同じです。「航空機騒音による基地被害があり、それが違法状態であることは認める。ただし、その主たる原因となる航空機の夜間から早朝までの飛行を差し止めることはできない。」というものです。

賠償を求める訴訟は、「お金が目的だろう」と時に批判されることもありますが、請求が飛行差し止めだけだったら、現在の日本の裁判所が判断を避けることが目に見えていますので、訴訟の意味が薄くなってしまいます。賠償金請求の一部でも勝訴できるのは、「違法状態が認められた」という点で意味があるのです。

また、この間、賠償金の「将来請求」、つまり 将来にわたって続く被害について賠償し続けろ という請求が「飛行差止」につながるものとして、 その成果を期待されています。これが認められ る判決が出れば、相手側である国は、今のような 状態で米軍に基地を提供し続けることが困難に なるからです。

飛行差し止めに関して、最初の頃は、裁判所は、 「高度な外交問題については、裁判所は判断できない。」(これを統治行為論と言います)と言って逃げていましたが、最近は「いわばアメリカに家を貸している家主である日本政府に、店子の行為の差し止めを求めるのは筋違い」(これを第 三者行為論と言います)という言い方で逃げています。では米軍を相手に裁判したらどうかというと、簡単に最高裁までいって終わりです。

というのは、外国を相手にすると、相手が裁判相手として受けない限り裁判にならないからです。私たちは、それで日本政府を相手にしているのです。しかし、裁判所が政府の行為を裁けないというのは、「三権分立」の放棄に等しいとは思いませんか。

横田基地の歴史



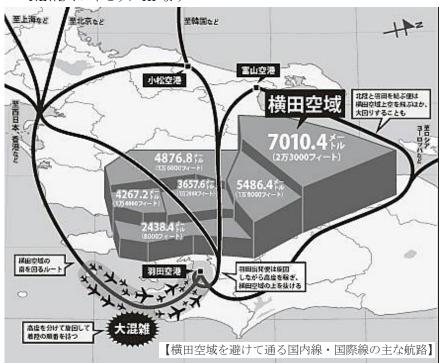
横田基地は、戦前に陸軍立川飛行場の補助飛行場として創られ、戦後すぐに米軍に接収されて米軍基地とされました。基地の名前は当時の地図に武蔵村山市の多摩湖の近くにあった「横田」という地名を持ってきたと言われています。

なお、私は厚木基地同様、その名前から場所が 特定できにくいという意味もあったのではない かと思っています。

米軍が接収した後、朝鮮戦争やベトナム戦争と続き、横田基地は爆撃機や戦闘機の基地として使用されました。米軍の都合で、様々な部隊・飛行機が交代でやってきました。この頃には、労働組合を中心とした反対運動や周辺自治体の働きかけが力強くなされてきましたが、1970年代になると、基地は戦術基地から輸送基地に変身し、さらに関東計画によって関東地方の施設が横田基地に統合され、司令部(第5空軍司令部)が置かれる基地になりました。

第5空軍の司令官は中将で、官位としては日本で一番高位のために、「在日米軍司令官」を兼ねています。といっても在日の陸軍、空軍、海軍、海兵隊などの連絡調整を担うという位置づけで、在日米軍の指揮権をもっているわけではありません。が、数年前から日本政府との間を取り持つ

NEWS ポストセヴン HP より



外交官的な働きをしきりにするようになっていると言われています。

横田基地の最近の動きの特徴です。2011年11月を皮切りに、大規模なパラシュートによる人員降下訓練・物資投下訓練が行われるようになりました。それも横田基地以外の兵隊が横田にやってきて行われる訓練です。2012年から2014年にかけては、毎年500人~600人を超える人員の降下訓練がなされています。今年も同様の訓練が行われることが予想されています。横田が輸送機基地だけではなく訓練基地としての性格を強めてきていると言えます。

横田基地における通常の訓練は、常駐機 C130 や C12 によって旋回訓練をメインに行われ、旋回訓練時に滑走路に着地してすぐに離陸するタッチアンドゴー訓練、着地はしないけれど滑走路上を地面すれすれに飛んですぐに上昇するローパス訓練などがあります。これらの訓練を複数の飛行機が基地周辺で行うと、基地周辺ではずっと爆音が鳴っている状態になります。

横田空域

意外と知っている方が少ないのですが、横田 空域は、横田基地の近く だけではなく、北は新潟 の下田、南は伊豆は八 の下田、南は伊豆は八 の下田、東は山手線の外側 らいまでの上空、すなわ ち本州をほぼ縦断しています。高度は2400mから7000mで、東から西へ 上る階段状に決められています。(図参照)

ここは、米軍の管制空域で、日本の飛行機は許可なく入ることができません。言ってみれば、この空域は米軍の植民地なのです。横田空域を通るときは、横田の管制官の許可を得なくてはならないのですが、煩雑だし優先的に軍用機が通るところなので危険です。空域が一部返還されるまでは、新潟や北陸、関西方面行の羽田を発着した飛行機は、いったん東に向かい房総上空で高度を上げて旋回してから、横田空域上空を飛び越えていたのです。

今は、階段状に返還された部分があるため、そこを通っているようですが、それでも急上昇せねばならず、狭いルートを通らねばならないので、非効率だと言われています。横田空域は何度か階段状に削る形で日本に返還され、その度に、飛行時間が短縮されたと言われました。

また、逆に羽田に向かうときは、ほとんどの飛 行機が横田空域の南端、伊豆半島の付け根付近 を通ってくるため、そのルートが混雑し、ニアミ ス事故が発生しやすいと言えます。 実際に焼津 上空でニアミスが起きたこともあります。

空域については、日米合同委員会の合意事項 があり、1952年の合意では、「日本国は、日本領 空において完全かつ排他的な主権をもちかつそ れを行使する。」但し、一時的な措置として、我 が国(日本)の自主的な実施が可能となるまでの 間、「…日本側が航空交通管制に関する全責任を 負うこととして、米軍が軍の施設で行う管制業 務を利用して民間航空の安全を確保することと し、また、日本側の管制要員の訓練を米軍に委託 する。」となっています。その後 1959 年に改訂さ れ、ここでは「米軍に提供している飛行場周辺の 飛行場管制業務、進入管制業務を除き、すべて、 日本側において運営する。」となったものの、結 果として、日本の空域を米軍に差し出したまま というのが実態です。結局 1952 年の日米合意の 精神が生きていて、「(航空交通管制業務におい て) 日本の自主的な実施が不可能」 だと米軍に思 われているということでしょうか。なお、日本の 飛行機が米軍の空域を飛ぶのには許可がいりま すが、米軍機が日本のどこでも自由に飛んでい ることは、みなさんがご存じの通りです。

2年前に武蔵村山で米軍人の子どもが起こした事故がありました。夜間、道路にロープを張り、そこを通るバイクにひっかけようと目論んだ遊びの結果起きた事故です。何人かの子どものうち最高齢の18歳の少年だけが地裁で裁かれましたが、法廷内には米軍の法務担当者が陣取り、あたかも裁判の監視をするかのように座っていました。被告が米軍人なら、日米地位協定の関係で日本が自由に裁判できないと定められていますが、子どもが起こした事故に当てはまる事案ではありません。「米国人に不利な判決を出させない」ために日本の裁判官の監視をするのは、沖縄だけではなく横田も同じです。「治外法権」は撤廃されていなかったのです。

オスプレイ飛来



オスプレイに関しては、普天間配備時に日米合同委員会で合意がされて、「周辺コミュニティへの影響が最小限になるよう…進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域の上空を避けるように設定する。」「運用に必要な場合を除き、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行士、転換モードの飛行時間をできる限り限定する。」となっています。ご存じのように、オスプレイは離着陸時、ヘリコプターのようになり、飛行時は飛行機のようになりますが、いちばん危険なのは浮力がなくなる転換時です。それは、できるだけ基地内で行うことになっていますが、守られていない様子が多々目撃されています。

今、空軍仕様のオスプレイ CV-22 が横田基地に配備されるのではないかと憶測されています。これが配備されると、奥多摩地域で訓練するのではないかと、私は心配しています。CV-22 は、夜間に戦闘捜索救難と特殊部隊の輸送任務を担う特殊作戦機であり、装備上は地形追従レーダーがついている飛行機です。その使用目的からすれば、夜間複雑な地形を使って訓練せねばならず、奥多摩などが訓練地として利用されれば、あきる野の上空も飛ぶ可能性があります。事故率の高い飛行機だけに不安が多いですね。

STO A

基地被害について

まず飛行機騒音があげられます。それを要因として、会話が妨げられる、テレビ・ラジオの視聴妨害、睡眠妨害、持病の悪化、流産が多いなど、多岐にわたった被害が出ています。基地近くの子どもたちが、集中力がないという調査結果もあります。交通事故の危険度が増すとか、町全体が破壊されてしまうことも言えます。(了)